

更新 令和2年5月18日

更新 令和2年4月8日

令和2年4月1日

健康診断受診の皆様へ

一般財団法人全日本労働福祉協会群馬県支部

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の防止における

受診者及び受診事業場の皆さまへお願い

平素より当協会の健康診断をご受診いただき誠にありがとうございます。

当協会では、令和2年2月25日付厚生労働省より公表されました「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に基づき、感染拡大の防止策として下記の症状に該当される方については、当日の健康診断をご遠慮いただく対応をさせて頂いております。皆さまにはご迷惑、ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。

◎ 健康診断をご遠慮いただく対象者

1. いわゆる風邪症状が持続している方
 2. 発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方
 3. 過去2週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。）のあった方
 4. 2週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（およびそれらの方と家庭や職場内等で接触歴がある方）
 5. 2週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者（同居者・職場内での発熱含む）との接触歴がある方
 6. 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む）の方
- ・上記症状が続く場合、あるいは基礎疾患（持病）の症状に変化がある方は医療機関にご相談ください。
 - ・新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすい高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方には、受診延期も考慮していただきます。

当協会の健康診断では下記の感染症予防対策を実施いたします。状況によっては健診時間の遅延もございますので、受診予定の皆さまへご周知をいただきますよう何卒お願い申し上げます。また、健診会場の状況によって、ご担当者さまに換気等のご協力をお願いさせていただく場合もございます。

なお、当日の体調、体温測定の結果により医師の判断で健康診断をご遠慮いただく場合がございますので、ご了承ください。

◎ 感染症予防対策

1. 受診予定者さまの健康診断受診前の体温測定の実施
2. 検診機器のアルコール消毒を徹底
3. 受付制限
4. 会場への入室制限
5. 検診車両への乗車制限
6. 定期的な換気

感染の疑いのある方、咳や発熱等の症状がある方は下記窓口にてご相談ください。

【厚生労働省の電話相談窓口】

電話 0120-565-653（フリーダイヤル）

※新型コロナウイルスに関する一般的な相談は、最寄りの保健所でも対応しております。